

## 財政援助団体等監査結果報告

〔神戸新聞地域創造・神戸新聞事業社共同事業体〕

神戸市監査委員	細川明子
同	藤原武光
同	山本嘉彦
同	よこはた和幸

地方自治法第199条第7項の規定に基づき実施した令和4年度財政援助団体等監査について、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり決定した。

### 1 監査の対象

神戸新聞地域創造・神戸新聞事業社共同事業体（以下「指定管理者」という。）における神戸市からの公の施設の指定管理（神戸ファッション美術館）に係る出納その他の事務で、主として令和3年度執行の事務

### 2 監査の期間

令和4年8月26日～令和5年3月17日

### 3 監査の方法

監査は、公の施設の指定管理に係る出納その他の事務が法令等に基づき適正に行われているかについて、関係書類の調査とともに、関係職員に対する質問等の方法により実施した。

### 4 事業の概要

(1) 神戸ファッション美術館（以下「施設」という。）

施設は、ファッションに関する産業及び文化の振興を図るため、人材育成、情報発信、集客等の機能を備えたファッションに係る振興の拠点となることを目的に設置されている。

所在地	東灘区向洋町中2丁目9番地1
構造	神戸ファッションプラザ(複合建築物)(鉄骨・鉄骨鉄筋コンクリート造ステンレス鋼板葺・陸屋根地上2階付19階建て)の1階から7階の一部を区分所有
敷地面積	15,963.30 m <sup>2</sup>
延床面積	91,501.94 m <sup>2</sup> のうち、12,128.24 m <sup>2</sup> 神戸ゆかりの美術館との共用部分(2,056.91 m <sup>2</sup> )含む。 3階子育て関連施設部分(577.52 m <sup>2</sup> )、神戸ゆかりの美術館所管部分(2,066.81 m <sup>2</sup> )については指定管理者の管理範囲外(上記面積に含まれず)。
内容・ 開館時間	ア 展示室、ライブラリー、ファッション資料室、ギャラリー並びにこれらに 付属するロビーその他の便益施設 午前10時から午後6時 イ セミナー室及びホール並びにこれらに付属するロビーその他の便益施設 午前9時から午後9時
開設年月日	平成9年4月25日

(2) 指定管理者及び選定理由

- ア 指定管理者 神戸新聞地域創造・神戸新聞事業社共同事業体  
代表者 株式会社神戸新聞地域創造  
(その他の構成員)  
株式会社神戸新聞事業社

イ 選定理由

指定管理者候補者の選定にあたっては3団体から提案があり、提案書類等について、事業計画、事業提案、収支予算等を選定基準に基づいて総合的に評価し、選考を行った。

その結果、複数年にわたる企画展の具体的な提案や貸館事業の新たな活性化策を提案するなど、集客力向上のための工夫が見られた。また、認知度が低いという施設の現状を踏まえた上で、グループの情報発信力を活かしたPRの強化を提案しており、広報充実・実効性の観点からも評価できる。さらに、大学や地域団体等との連携に積極的に取り組んでおり、ノウハウやネットワークの活用による施設の活性化、広域からの集客等が期待できることから、指定管理者選定評価委員会で選定されている。

(3) 指定期間 平成30年4月1日～令和5年3月31日(5年間)

(4) 指定管理業務

指定管理者が行う業務は、美術館事業に関する業務、美術館の施設管理に関する業務、設置目的を達成するための事業の実施に関する業務等であり、主な業務量の比較は第1表のとおりである。

## 第 1 表 業 務 量 の 比 較

(単位 利用率、比率：%)

項 目	令和3年度	令和2年度	対前年度 増 減	対前年度 増 減 率
利 用 者 数	278,165人	115,271人	162,894人	141.3
展 示 室 入 館 者	104,080人	37,806人	66,274人	175.3
ホ ー ル 利 用 者	18,296人	7,716人	10,580人	137.1
ラ イ ブ ラ リ ー 利 用 者	23,207人	19,744人	3,463人	17.5
その他セミナー室、ギャラリー等	132,582人	50,005人	82,577人	165.1
貸 館 利 用 率	23.3	16.1	7.3	45.2
ホ ー ル	35.6	19.3	16.3	84.7
ギ ャ ラ リ ー	35.4	32.9	2.4	7.4
セ ミ ナ ー 室	5.4	7.4	△ 2.0	△ 26.7

貸館利用率の算定方法：ホール、セミナー室は1日3コマ（午前、午後、夜間）、ギャラリーは1日1コマとし、「利用コマ数÷利用可能コマ数」で算定する。

### (5) 指定管理料

指定管理業務に係る指定管理料は第2表のとおりである。

## 第 2 表 指 定 管 理 料 の 比 較

(単位 金額：千円 比率：%)

	令和3年度	令和2年度	対前年度 増 減	対前年度 増 減 率
	金 額	金 額		
指 定 管 理 料	294,840	274,690	20,150	7.3
（うち修繕費）	(5,143)	(5,143)	(0)	(0.0)
（うちインセンティブ）	(20,350)	(200)	(20,150)	(ほぼ皆増)

修繕費は施設の補修・小修繕に係るものであり、年度終了後精算している。

インセンティブは、使用料等収入金額が基準額22,000千円に比べて増減した場合に、増減した額の50%を指定管理料から増減している。

### (6) 指定管理者選定評価委員会による評価

指定管理の管理運営に対する評価は、学識経験者や公認会計士等の専門家で構成される指定管理者選定評価委員会で毎年度評価され、その結果は神戸市のホームページで公表されている。

今回の監査対象となった指定管理者の管理運営に対する令和3年度の総合評価は5段階評価（AAA、AA、A、B、C）のうち、AA（提案内容の達成度や過去の運営実績との比較を踏まえ、概ね良好をやや上回る管理運営がなされている。）となっており、その所見は「様々な取り組みを行い、前年度より利用者数も伸ばしており、非常に頑張っている。ホールとライブラリーについては地域の方に利用してもらえるように利用の仕方を積極的に提案するとよい。アンケートを分析し、マーケティングに活かしてほしい。固定のファンを取り込めるような施設になってきている。」となっている。

## 5 監査の結果

施設の指定管理に係る出納その他の事務について監査した結果、条例、指定管理協定書等に従って適正に管理運営されているものと認められた。

### 凡 例

- 1 文中及び表中で用いる数値は、原則として表示単位の一つ下の位以下を切り捨てている。したがって合計と内訳の計が一致しない場合がある。
- 2 各表中の比率は、百分率で表示し、小数点以下第2位を四捨五入している。したがって合計と内訳の計が一致しない場合がある。
- 3 各表中の符号の用法は、次のとおりである。
  - 「0」及び「0.0」----- 該当数値はあるが、単位未満のもの。  
対前年増減額及び率の場合は、零を含む。
  - 「-」----- 該当数値なし、算出不能又は無意味のもの。
  - 「ほぼ皆増」----- 増加率が1,000%以上のもの。
  - 「ほぼ皆減」----- 減少率が1,000%以上のもの。
- 4 文中及び各表中でいう消費税とは「消費税」及び「地方消費税」をいう。